

平成 26 年第 2 回 仙台市入札等監視委員会 会議録

【署名】

高橋 千佳

押印掲載
を省略

1 日時 平成 26 年 4 月 24 日 (木) 15 時 00 分～16 時 45 分

2 開催場所 本庁舎 2 階 第五委員会室

3 出席委員

成瀬 幸典 委員長

有川 智 委員

松尾 大 委員

高橋 千佳 委員

水野 由貴 委員

4 説明等のため出席した者の職・氏名

財政局長 (冒頭挨拶のみ出席)	西城 正美
財政局 契約課長	伊藤 幸雄
財政局 契約課 管理係長	田村 修一
財政局 契約課 工事契約係長	吉田 学
都市整備局 参事兼技術管理室長	小林 法夫
都市整備局 技術管理室 技術企画係長	宮島 和幸
都市整備局 技術管理室 技術企画係 主任	菅原 功
水道局 総務部 企画財務課長	鈴木 亨
水道局 総務部 企画財務課 主幹兼契約係長	岩間 久則
水道局 給水部 管路整備課長	渡部 和彦
水道局 給水部 管路整備課 工事第二係長	小埜寺 利昭
交通局 総務部 財務課長	佐藤 純一
交通局 総務部 財務課 契約係長	高橋 孝明
交通局 総務部 財務課 管財係長	菅井 英樹
交通局 東西線建設本部建設部 建設課長	笠松 直生
ガス局 総務部 契約原料課長	柴又 浩
ガス局 総務部 契約原料課 契約係長	大野 伸二
ガス局 営業推進部 都市エネルギー営業課長	阿部 大介
ガス局 営業推進部 都市エネルギー営業課 主幹兼エネルギー技術係長	佐々木 惣一
ガス局 製造供給部 建設課長	庄司 陽一
ガス局 製造供給部 建設課 建設第二係長	亥ノ瀬 広記
市立病院 総務部 経営管理課長	山口 智
市立病院 総務部 経営管理課 契約係長	大場 剛典

5 会議の経過

【1】開会

【2】財政局長挨拶

【3】議事の経過及び内容

進行： 成瀬 幸典 委員長

会議録署名委員： 高橋 千佳 委員

(1) 工事に係る入札及び手続の運用状況について

事務局より、「入札方式別発注工事総括表」(資料 P1)、「入札方式別発注工事一覧表」(資料 P2～26) 及び「指名停止の運用状況一覧表」(資料 P27～28) に基づき報告。

【質疑応答】

工事契約及び指名停止の状況

論点等	発言者	発言内容
工事契約の状況	事務局	<p>今回の報告は、平成 25 年 10 月 1 日～12 月 31 日に契約した、予定価格 1000 万円以上の工事案件が対象である。</p> <p>総契約件数は 223 件。</p> <p>特例政令適用一般競争入札は 3 件で、内訳は市長部局 3 件である。</p> <p>制限付き一般競争入札は 192 件で、内訳は市長部局 157 件、水道局 19 件、交通局 4 件、ガス局 12 件である。</p> <p>指名競争入札は 12 件で、内訳は市長部局 10 件、水道局 1 件、ガス局 1 件である。</p> <p>随意契約は 16 件で、内訳は市長部局 15 件、ガス局 1 件である。</p> <p>(資料 P1～26 参照)</p>
指名停止の状況	事務局	<p>今回の報告に係る期間（平成 26 年 1 月 1 日～3 月 31 日）における指名停止は次のとおりである。</p> <p>No.1 の(株)重松組は労働災害の隠蔽によるもので、指名停止要綱の規定上、この場合の指名停止期間は 3 か月以上 1 年以下なので、本件は 3 か月とした。</p> <p>No.2 の住友電気工業(株)から住友電設(株)までの 8 社は東京電力が発注する送電設備の工事に関し、公正取引委員会から独占禁止法違反と認められたことによる指名停止である。要綱上の停止期間は 4 か月以上 1 年以下のため、住友電気工業(株)・日本電設工業(株)・川北電気工業(株)・光陽電気工事(株)・(株)ユートス・(株)関電工は 4 か月とし、(株)弘電社・住友電設(株)は課徴金減免制度の適用を受けたので 2 分の 1 の 2 か月とした。違反行為の申し出や調査協力があった場合は課徴金減免制度が適用される。</p>

		<p>No.3 の栗原工業(株)から(株)きんでんまでの 8 社は関西電力が発注する送電設備の工事に関し、公正取引委員会から独占禁止法違反と認められたことによる指名停止である。これも要綱上の停止期間は 4 か月以上 1 年以下のため、栗原工業(株)・(株)サンテック・岳南建設(株)・日本リーテック(株)・(株)愛工大興・山加電業(株)・(株)四電工は 4 か月とし、(株)きんでんは課徴金減免制度の適用を受けたので 2 分の 1 の 2 か月とした。</p> <p>No.4 の高砂熱学工業(株)・ダイダン(株)・新日本空調(株)・(株)大気社・(株)朝日工業社・(株)三晃空調・東洋熱工業(株)・三建設備工業(株)は鉄道・運輸機構が発注する北陸新幹線の融雪・消雪基地機械設備工事に関し、公正取引委員会から独占禁止法違反により告発され、東京地方検察庁から起訴されたことによる指名停止である。これも要綱上の停止期間は 4 か月以上 1 年以下のため、4 か月とした。</p> <p>No.5 の那須建設(株)は建設業法違反による指名停止であり、要綱上の停止期間は 1 か月以上 1 年以下のため、1 か月とした。</p> <p>No.6 の東日本電信電話(株)は収賄容疑で起訴されたものであり、要綱上の停止期間は 1 か月以上 6 か月以下のため、1 か月とした。</p> <p>(資料 P27～28 参照)</p>
太白区が指名競争だけである理由	委員	資料 P1 の発注工事総括表で、太白区は制限付き一般競争入札が 0 件で指名競争入札が 10 件だが、この理由は何か。
	事務局	太白区の案件は大半が災害復旧工事のため、指名競争入札となった。(資料 P21 参照)
	委員	太白区の案件も金額的には制限付き一般競争入札に相当するものか。
	事務局	そうである。
	委員	制限付きで不調になったために指名競争入札に切り替えたものか、それとも最初から指名競争入札だったのか。
	事務局	災害復旧工事については、時間を要さない指名競争入札でやっているものがあり、その関係でこのような結果になった。
	委員	太白区だけこのようになっている理由はあるのか。太白区だけ災害復旧工事が遅れているからか。
	事務局	決してそうではないが、たまたまこの期間の工事はこのようになったものである。
委員	他の区は原則通りの発注をしており、太白区だけが目立っている気がするが、そういう事情だということは分かった。	

(2) 事案の抽出及び審議事案の選定について

1) 事務局より、今回審議対象となる 223 件の工事のうち、水野委員が事前に抽出した「入札方式別発注工事 抽出事案」10 件を報告（詳細は資料 P29 参照。）。

2) 委員会により、1)の 10 件のうち本日審議する事案として以下の事案を選定。

【選定事案】

◆特例政令適用一般競争入札

①東部地域防災集団移転促進事業上岡田地区外 3 地区団地整備工事

②平成 25 年度（仮称）仙台市通町復興公営住宅新築工事

◆制限付き一般競争入札

④西原雨水ポンプ場ポンプ設備工事

⑥水管路建施 第 25-55 号 災害時給水栓（荒巻小学校外 1 2 校）設置工事

◆指名競争入札

⑨名取幹線ガス中圧本管特殊部工事

◆随意契約

⑩東北大学（片平）次世代情報通信プロジェクト研究拠点新築ガス設備工事

(3) 抽出事案の審議

【質疑応答】

「①東部地域防災集団移転促進事業上岡田地区外 3 地区団地整備工事」 について

論点等	発言者	発言内容
事案説明	事務局	<p>本工事は、移転対象地区の住民の集団移転を促進するため、国の防災集団移転促進事業を活用して市が集団移転先の用地取得や造成等を行うという内容のものである。</p> <p>入札方式は総合評価の特例政令適用一般競争入札とし、総合評価方式は簡易型Ⅱ型とした。</p> <p>入札参加資格者を 2 社により構成する JV とした。過去の類似工事・同種工事の発注実績をもとにした入札参加資格として、代表者及び代表者以外の構成員のそれぞれに資格を設定した。</p> <p>入札参加申請者は 2 JV だったが、1 JV が入札辞退したため、1 JV による入札を行い、大林組・阿部和工務店 JV を落札候補者とし、技術資料等を審査の結果、同 JV を落札者と決定した。</p> <p>（詳細は資料 P30～33 参照）</p>

競争性を働かせる工夫	委員	こういう形で1社だけでも正しい手続を進めて落札されれば、それはそれで有効だろうが、競争性を働かせる工夫として今後考えられることはあるか。
	事務局	今回の場合、当初は2JVが参加申請をしたが、うち1JVは間に合わない事情があり、辞退した。 これまで、競争性確保のため、配置予定技術者の要件を緩和したり単価を改定するなどして、事業者にとって魅力ある条件を設定してきたが、なかなか結び付かない事業もある。また発注時期も工夫してきた。さらに見直すことがあれば取り組んでいかなければならないと思っている。
	事務局	県内全体で大変多くの発注件数があるが、技術者の数は限られている。技術者が他の工事を行っていただければ参加できないため、競争性が働いていないように見えるが、こうした状態は未だに続いている。
辞退理由の把握	委員	参加資格を緩和した上で、それでも辞退したJVが間に合わなかった理由は把握しているか。
	事務局	具体的には把握していないが、提出書類が間に合わなかったとのことである。
	委員	本工事については、どのくらい手が上がると事前に考えたか。複数者が入札参加することを想定していたがそうならなかった、ということか。
	事務局	本工事はWTO案件のため、地域要件が付いていない。そのため、業者としては本来は参加しやすい状況のはず。ここまで少ないとは思わなかった。技術者が足りないことから、これまで改札日現在に技術者を確保できることとしていた要件を、仮契約日前までに確保できること、という要件に緩和したが、こういう状況になっている。
	委員	改善にあたっては原因の把握が必要なので、辞退の場合、書面1枚でもいいから辞退理由を書いてもらい、それを集計・分析して、改善傾向を練っていく、というような工夫を考えていこうとはしていないのか。
	事務局	書面で辞退の理由を提出することに抵抗を持つ業者もいる。さまざまな勉強会や意見交換会等を通じて、辞退の原因等について状況を把握し、分析していきたい。
技術者に係る評価が低い理由	委員	技術者不足とのことだが、総合評価調書では落札業者の「配置予定技術者の能力」が2項目とも0点となっているが、なぜか。
	事務局	「ウ. 過去10ヶ年度における同種工事の施工実績」は仙台市の同種工事の実績が対象であり、この技術者はそれが無かったためである。
	委員	それ以外の実績ならやっけていても、ということか。
	事務局	そうである。
技術者不足の状況	委員	震災以降、技術者が不足しているとのことだが、仙台市については、そういう状況は落ち着いてきたのか。それともこれからもこの状況は続くという印象なのか。
	事務局	仙台市は他の自治体より早く発注したのである程度確保できたが、県内あるいは被災3県はこれからもこの状況は続くと考えられ、取り合いになって

		いる。仙台市の不調率は、震災前は 10%程度だったが、現在は 30%程度である。それでもロット数を増やしたりいろいろな対策を取ることで最終的には 7%ぐらいになり、次の年には発注が進められるという状況になってきている。宮城県などでは 30%以上という状態が続いている。これは資材や技術者・労務者の不足のためであり、この状況はまだまだ続くと考えている。
落札率の高さ	委員	土木工事は一般的にこういう状態が続いているのか。本件は落札率がほぼ 100%であり、もともと参加する業者が少ないという見込みのもと、このような金額になったと思われるが。
	事務局	予定価格の算定は公告の 2、3 か月前になってしまったため、契約後にスライド条項による変更契約で対応している。しかし実際に目に見える金額がこれであるため、どうしてもこういう傾向が見られることになる。
利益が出ないのでは	委員	予定価格がこれだと利益が出ず、魅力のない工事になっている可能性があるということか。それに対する対応は行っているのか。
	事務局	契約後に直近の単価に入れ替えて変更契約することで対応している。

「②平成 25 年度（仮称）仙台市通町復興公営住宅新築工事」 について

論点等	発言者	発言内容
事案説明	事務局	<p>本工事は、予定価格が 19 億 4000 万円以上のため、入札方式は特例政令適用一般競争入札である。</p> <p>入札参加資格者を 2 社により構成する JV とした。入札参加資格として、代表者及び代表者以外の構成員のそれぞれに総合評価値、施工実績、配置予定技術者の要件についての資格を設定した。</p> <p>入札参加申請者は 4JV で、4JV による入札を行い、入札価格が最も低かった大林組・橋本店 JV を落札候補者とし、同 JV を落札者と決定した。</p> <p>（詳細は資料 P34～36 参照）</p>
再公告の経緯	委員	これは不調で再公告となった案件か。経緯を教えてください。
	事務局	1 回目の発注では総合評価方式で公告したが、参加申請者はいなかった。そこで、時間もないので総合評価ではない方式で再公告した。その際、予定価格を再積算し、入札参加資格の施工実績についても条件を緩和した。また前述のとおり総合評価方式を取りやめた。そうしたことから、今回は参加申請があった。
予定価格見直しの経緯	委員	どのくらい予定価格を上げたのか。
	事務局	4 億 9100 万円程上げた。
	事務局	本工事はプレキャストブロックを使って発注した工事である。もともと現在生コンが足りない状況にあるため、国からはプレキャストを使うようにということで設計変更をした。設計時点から発注時点までの間で単価が相当上がって差が開いたため、最初の入札では申請者がいなかった。その後、業者

		にヒアリングしたところ、「単価が合わない」とのことであったため、再度見積りを取り直して実施した。ただ本工事は復興公営住宅なので後ろが決まっている。また工期が 18 ヶ月かかるうえ、議会案件であるため、できるだけ早く決定できるように、総合評価方式を取りやめた。
直工費の増に伴う管理費の増	委員	資材高騰や労務単価の上昇によって直接工事費が上がるというのは理解できるが、間接経費・管理費は直接工事費が上がることで膨らむ。そこをどう考えたらよいか。
	事務局	経費の率自体は変わらない。そのまま上がる。
	委員	実際の管理費と資材が上がることによる管理費の増をどう考えたらよいか。資材が上がるのは分かるが管理費はそれほど上がるのか。予定価格の積み上げの話なのでいかんともしがたいと思うが。
	事務局	復興係数も新たに加えている。 生コンが入らず、時間がかかり、余計な経費が掛かっている。それを復興係数ということで国に認めてもらい、それを掛けた分を経費として上積みしている。 しかし、業者との意見交換会等でも、それでも足りない、という意見が出ている。
案件①も予定価格の見直しで競争性が働いたのでは	委員	案件番号①案件の工事概要でもプレキャストを用いているようだが、これも同じように材料費が上がる傾向のある案件だったのか。
	事務局	①の案件とは別である。
	委員	①の案件も予定価格を変えることで競争になった可能性は、①に関してはあまり関係なかったのか。
	事務局	①の案件は競争が働くと思っていた。
総合評価に係る入札者の負担	委員	総合評価方式かどうかで、業者の負担は違うのか。
	事務局	総合評価方式だと提出書類が増える。間違えばその分減点になるので吟味して作成しなければならない。また限られた期間内で提出しなければならない。そうした点が大変だと思われる。

「④西原雨水ポンプ場ポンプ設備工事」 について

論点等	発言者	発言内容
事案説明	事務局	<p>本工事は、宮城野区の港での西原雨水ポンプ場建設に伴うプラント設備工事一式である。またプラント設備工事一式の他に、沈砂池の設備工事や電気設備工事と一緒に施工されたものである。</p> <p>予定価格が 5000 万円以上のため、入札方式は総合評価方式の制限付き一般競争入札とした。</p> <p>入札参加資格として、地域要件、格付評点、施工実績、配置技術者の要件等についての資格を設定した。</p>

		<p>入札参加申請者は 14 社で、14 社による入札を行ったところ、3 社が失格し、低入札価格調査対象 6 社のうち 2 社が辞退した。4 社の低入札価格調査を実施したところ、当該低入札価格においても、当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがないと認められたので当該入札を有効とした。そこで 9 社による総合評価を実施したところ、評価値が最も高かった(株)日立製作所を落札候補者とし、技術資料等を審査の結果、同社を落札者と決定した。</p> <p>(詳細は資料 P40～42 参照)</p>
落札価格が失格者の価格より低かった理由	委員	失格した業者より落札した日立製作所の方が額は低い。
	事務局	失格した業者は、全て純工事費での失格だった。
	委員	日立製作所は純工事費をクリアしたが、他の所で削った、ということか。
	事務局	そういうことである。
入札価格が低かった理由	委員	予定価格に比べるとかなり入札価格が安い、予定価格が高すぎたわけではないのか。
	事務局	時期的なものもある。今までの工事が終わって、技術者が空いてきたという時期にあたっていたため、設備工事については新しい仕事を取りやすかったということもあると思われる。そこで競争性が働いた。
純工事費が低かった理由	委員	純工事費が失格の要因になっているというのは、業者側では純工事費があまりかからないと考えていたのか。
	事務局	機械設備なので、自社製品を使えば低く抑えるのは可能である。
技術提案型について	委員	総合評価Ⅱ型でやるというのは発注者・受注者双方の負担も考えてのことと思うが、設備関係のものでは、技術提案型・提案をさせてというのは今のこの時期には難しいかもしれないが、そういう総合評価の使い方をすれば、価格的にはかなり抑えるということもできるのではない。
	事務局	そうだと思うが、現在本市では建物を設計してそれに合う設備を入れる、この場合は設備があって建物がどれくらい、となるのだが、設計したうえで積算して発注する、という形をとっているが、技術提案型であれば全体を通して設計を含めてやるということになり、そうすればもっと安くなると考えられる。しかし現在、なかなかそこまでのものはやれないでいる。今後は考えていかねばならない。

「⑥水管路建施 第 25-55 号 災害時給水栓（荒巻小学校外 12 校）設置工事」 について

論点等	発言者	発言内容
事案説明	事務局	<p>本工事は、指定避難所である市立小学校に災害時給水栓を設置する工事である。</p> <p>予定価格が 1000 万円以上のため、入札方式は制限付き一般競争入札とした。</p>

		<p>工事の履行能力を確認するために工事の内容を踏まえた入札参加資格として、地域要件（仙台市内に本店を有すること）、格付評点（給排水衛生冷暖房工事の格付評点が 650 点以上）、配置技術者の要件（直接雇用関係）等についての資格を設定した。</p> <p>入札参加申請者は 1 社で、1 社による入札を行い、(株)丸浩設備工業を落札者に決定した。</p> <p>(詳細は資料 P46～49 参照)</p>
技術力以外の困難性が伴う工事	委員	これは難しい工事なのか。
	事務局	小学校に地上式消火栓を作る工事で、工事自体は難しいものではない。ただし、工事個所が 13 か所と、数多くの場所に設置するため経費がかかること、また工事場所が学校のため、工事の実施時期の調整が各校とも必要になってくることから、工事の技術力以外の困難さが伴った工事である。
参加者が少なかった理由	委員	そうしたことはもともと分かっている、参加申請者は少ないと予想して組み立てられていたものなのか、それとももっと参加申請があると思っていたのか。
	事務局	29 年度までに各年度計画的に設置していく予定であり、各学校との協議・調整を行う必要があり、発注が年度後半にずれ込んだので、今回まとめて 13 校分の一括発注となったものである。5 区全域にわたっているので、参加申請は少ないと予想していた。今年度に向けては、区毎の発注を考えている。
入札価格と予定価格の接近	委員	入札価格が予定価格と 1000 円しか違わないが、これはなぜか。
	事務局	工事自体は困難な工事ではないので、業者の積算精度は高い。また予定価格も事前公表している。あまり魅力のある工事とは考えていなかったが、業者も同じように判断してなるべく予定価格に近いところでの応札になったのではないかと推測している。
資格を有する業者の数	委員	仙台市内に本店を有するこの資格を持った業者は何社ぐらいあるのか。
	事務局	給排水衛生冷暖房工事の格付評点が 650 点以上で仙台市内に本店を有する業者は 129 社ある。
競争性確保	委員	案件を区毎などに分けて発注するという考えは今回は出なかったのか。
	事務局	今回は時間がなかったので一括発注になったが、今年度は、区を跨がずに分けて発注することを予定している。
	委員	そういう時は指名競争入札にするなどによって競争性を確保するということも特に考えなかったのか。
	事務局	予定価格 1000 万円以上の案件は制限付き一般競争入札を適用するという考えで行っている。分割発注の結果、予定価格 1000 万円未満になれば指名競争入札になる。それぞれ決まったルールに従って適正に契約手続きを進めたい。
工期が短かった理由	委員	この案件は工期が短かったようだが。
	事務局	学校との協議の中で、普段学校を運営している時期に工事を行うのは安全管理上好ましくないということで、学校の休業期間中に工事してもらえない

		か、という話があり、こういう期間設定になった。
	委員	短い期間でいろいろな場所でやらないといけないので大変だったということか。
	事務局	そうである。

「⑨名取幹線ガス中圧本管特殊部工事」 について

論点等	発言者	発言内容
事案説明	事務局	<p>本工事は、東日本大震災において、沿岸部に位置する当局唯一の都市ガス製造工場である港工場が津波の被害を受け、ガスの全面供給停止を余儀なくされたことを教訓として、津波被害の及ばなかった内陸部に新たなガス受入設備を設置することで万一の際にもガスの全面供給停止を回避する体制を構築することを目的としたものである。本工事はその一連の工事のうち新設するガス受入設備と既設ガス導管網を接続する中圧ガス導管敷設工事の一部区間を施工するものである。</p> <p>予定価格が1億円以上のため、当初は制限付き一般競争入札を実施したが、入札参加者の2者とも失格基準価格を下回って失格となり、不調となったことから、設計及び積算を見直して、指名競争入札に切り替えて実施したものである。</p> <p>指名競争入札とした理由は、本工事は不測の事態に備えることを目的としたもので、本年秋の竣工を予定しており、施工に係る期間を考慮した場合、早急に契約締結を行う必要があったこと、及び中圧ガス導管工事を施工できる業者が少数の特定業者であるため、である。</p> <p>中圧ガス導管工事の施工実績を有する3社を指名し、入札の結果、JFEエンジニアリング(株)が落札した。</p> <p>(詳細は資料 P55～57 参照)</p>
失格者を指名したことについて	委員	失格になった業者をもう一度指名するのは普通のことか。
	事務局	施工可能な業者が少なく、5社だけである。そこで、積算等を見直してあらためて指名した。
工事の概要	委員	本工事はどういう工事か。
	事務局	若干圧力の高いガスを流すガス管の配管工事で、鋼管の溶接で施工する工事である。
施工可能な業者が少なかった	委員	溶接できる業者が少なかったのか。
	事務局	そうである。
他自治体の区域での施工	委員	施工場所は名取市なのか。
	事務局	はい。仙台市以外に3市3町1村にガスを供給している。
2社を指名	委員	施工可能な5社のうち、指名しなかった2社は、なぜ指名しなかったのか。

しななかった理由	事務局	ガス工事を施工できる資格を有している業者のうち鋼管工事人となっている業者が本工事を施工できる業者だが、当該2社は鋼管工事人として登録されているものの、敷設工事よりもメンテナンスを主に行っている業者で、実際に本工事を施工するのは難しい。本工事について施工可能と思われる3社を指名した。
	委員	最初に制限付き一般競争入札を実施した時も、最大3社と考えていたのか。
	事務局	実際に施工可能な業者は3社程度とっていた。
互いの入札価格の予想可能性	委員	3社ぐらいだと、各業者ともちょっと価格を低くしても取れるかなというのは、業界的には分かるものなのか。
	事務局	本工事は、比較的積算が容易である。
	委員	各業者は、他の業者がどのくらいの価格で入札するかは何となくわかるものか。
	事務局	業者数が限られており、指名競争入札であれ制限付き一般競争入札であれ、同様の業者が参加することが多いので。
同じ結果が予想されても最初から指名にしないのか	委員	そうすると、最初から指名競争入札を行っても制限付き一般競争入札を行っても、結果はあまり変わらないように聞こえてしまうが、手続き上、最初から指名競争入札にはしない、ということか。
	事務局	<p>予定価格 1000 万円以上の案件は制限付き一般競争入札を行うというルールがあるので、それに従ったものである。</p> <p>〔※当日の答弁では「5000 万円以上」と発言していますが、「1000 万円以上」の間違いです。総合評価の適用基準額と勘違いして発言しました。尚、ガス局の総合評価では、ガス配管工事は適用外としています。〕</p>
設計や仕様は変わったのか	委員	積算を見直したとのことだが、設計や仕様が変わったわけではないのか。というのは、失格基準価格を下回って失格になった業者が、再入札にあたって、より低い額を入れるというのは不思議な気がしたので。
	事務局	工事内容は変わっていないが、ガス管の延長数を若干短くするなどしたため、その分で下がった。
消費税率	委員	消費税は8%で契約したのか。
	事務局	昨年 10 月以降の契約で、竣工時期が本年 4 月以降のため、8%を適用している。

「⑩東北大学（片平）次世代情報通信プロジェクト研究拠点新築ガス設備工事」 について

論点等	発言者	発言内容
事案説明	事務局	本工事は、青葉区片平にある東北大学片平キャンパス構内に新設される次世代情報通信プロジェクト研究拠点施設において、都市ガスを使用する空調機、ガスヒートポンプエアコンが採用されたことに伴い、隣接する既存施設

		<p>への既設埋設ガス管から新たにガス管を分岐する工事及び建物内のガス設備工事の一式を行う工事である。</p> <p>ガス供給に係る工事については、ガス事業法で定められた技術基準に適合し、お客様に安全かつ安心して都市ガスをご利用いただくため、仙台市ガス供給条例により、本市以外の者がガス工事の請負契約の注文者となり、又は本市の発注に係る請負契約によらないで自らこれを行ってはならないと規定している。この規定に基づき、ガス局は施主からガス工事の申込みを受け、施工にあたっては、仙台市ガス工事人規程に基づくガス工事の有資格者である工事人と請負契約を締結し施工することとしている。</p> <p>本工事は予定価格 1000 万円以上の工事のため制限付き一般競争入札の対象工事だが、施主である東北大学から設備工事を受注した三建設備工業(株)がガス工事の申込み及びガス使用に関する一切の手続を、ガス事業者である(株)村上瓦斯工業所に委任しており、(株)村上瓦斯工業所は仙台市ガス工事人規程に基づく工事人であり、十分な経験と施工能力を有し、同等の工事を誠実に施工してきた実績がある。以上の理由により、地方公営企業法施行令第 21 条の 14 第 1 項第 2 号（入札不適）に該当すると判断し、随意契約としたものである。</p> <p>（詳細は資料 P58～59 参照）</p>
設備工事業 者から委任 された業者 との随意契 約	委員	もともと引き受けた業者と随意契約を行うのではなく、そこから指定された業者と随意契約を行う、というパターンは結構あるのか。
	事務局	今回の場合は、設備を受注したのがガス工事人ではない設備業者であるため、設備工事のうちガス工事について、ガス工事人に委任した、というケースである。
	委員	そういうことで入札不適に該当して随意契約を行うケースは、仙台市の契約では結構あるのか。
	事務局	ガス工事についてはある。
	委員	他の工事の場合どうか。
	事務局	他にはあまりない。
	事務局	ガス工事自体、その施工業者は仙台市ガス局のガス工事人に登録されている業者でなければならないので、ガス工事についてはこれと同様のケースはまあある。
随意契約の 増加傾向	委員	随意契約は増えている状況なのか。
	事務局	資料 P24～25 にみられるとおり、災害復旧工事が多いので、そのために随意契約が増えている。 また不調で随意契約になる、というパターンは以前より増えている。

当初、審議対象案件でなかった次の案件も審議の対象となった。

「⑦平成 25 年度（仮称）荒井北線外整備工事」 について

論点等	発言者	発言内容
価格を逆転して落札した経緯	委員	価格が約 5500 万円高い方が落札者になっているが、ここまで逆転したのはなぜか。
	事務局	<p>入札者 2 社の総合評価の加算点合計は、(株)塩浜工業が 3.5 点、(株)高工が 22.7 点だった。本工事は、加算点が満点で 23 点のため、23 点のうち 3.5 点と 22.7 点とで大変な開きがあった。</p> <p>地元に関する工事等の実績によって大幅に点数の差が開いた。</p> <p>総合評価調書の「企業の評価」のうち「ア. 過去 5 ヶ年度における工事成績評定点（平均点）」と「ウ. 過去 5 ヶ年度及び現年度における仙台市優良建設工事表彰歴,又は交通局工事で工事成績評定点 80 点以上の施工実績」、また「配置予定技術者の評価」のうち「キ. 過去 5 ヶ年度における工事成績評定点（平均点）」と「ク. 過去 5 ヶ年度及び現年度における仙台市優良建設工事技術者表彰歴, 又は交通局工事で工事成績評定点 80 点以上の施工実績」は、仙台市及び交通局の工事实績に基づいて評価する項目であり、(株)塩浜工業はほとんど地元の実績がないために 0 点なのに対して、(株)高工は地元の実績がありこれらの項目が満点であった。また、評価項目のうち「企業の社会貢献」も、仙台市の工事に関する評価項目であったり、「タ. 防災活動への取組状況」では仙台市が各種団体と結んでいる防災協定等に関連しての実績があった場合に評価するものである。いずれも、仙台市や宮城県など地元で行った実績を評価する項目である。</p> <p>また「企業の東日本大震災対応」も 2 社の間に 0 点評価と満点評価の違いが生じた。</p> <p>評価値の違いは、23 点満点のうち 19.2 点で、全体の 87%ほどの差が生じており、これが逆転の原因となった。</p> <p>評価点を入札価格で除して求めた評価値で落札者を決定するので、入札額の高かった(株)高工だが、評価点が高かったため落札した。</p>
「交通政策への協力」とは	委員	「テ. 仙台市交通政策への協力」だけ、(株)高工はなし、ということか。
	事務局	「テ. 仙台市交通政策への協力」とは時差出勤のことで、通勤時間帯の渋滞緩和についての評価であり、(株)高工はそれをしていなかった。
総合評価の結果としての落札額の増	委員	結局、落札率が 99.9%になってしまっており、総合評価方式をとったために金銭的な面では仙台市に不利益になっている面があるので、微妙な気がする。
地元実績の有無による有利性	委員	結局実績がないとなかなか取れないというのは全体的傾向としてあるようだが、それについてはどう考えているか。
	事務局	総合評価は品確法に基づいて行っており、その中で、地方公共団体の責務

		<p>として、「地域の実情を踏まえて公共事業の品質確保の促進に関すること」というのがあり、国交省の直轄工事におけるガイドラインに基づいて定めたガイドラインの中で、簡易型について、「簡易な施工計画や企業の施工実績、工事の施工に直接関わる配置予定技術者の能力を評価することにより、企業が発注者の示す仕様に基づき適切で確実な施工を行う能力を有していることを確認するとともに、必要に応じて、地域精通度や地域貢献度等の適切な項目を評価し、その地域で工事を円滑に実施する能力を有しているか、を評価することにより、当該工事を確実に施工できる企業を選定することを目的とする」とされている。</p> <p>地元を熟知している方々がいれば、震災等に迅速に対応していただけることなどがあるので、そういうものを育ててほしいということが書かれている。</p> <p>分かりにくいかもしれないが、そういう点が優先されている。</p>
地元実績の有利性に対する業者の反応	委員	総合評価の場合、評価項目と配点は事前に出すのだからから、自分のところはほとんど点数が取れないと分かっているという入札しているということか。
	事務局	そうである
	委員	そうしたことについて、評価項目や配点に対する業者からの問合せはあるのか。
	事務局	これは見られる（該当する）のか、という問合せはあるが、ほとんどない。
	委員	地域の実績等を重視しているということは、業者も理解している上での入札ということか。
	事務局	市長部局の場合、JV工事の入札では逆転現象が生じやすい。JV工事だと地元企業も入ってくるので、ある程度の点数は取れるからである。しかし、単体企業による入札の場合はほとんどない。
	委員	結果的には地元優先ということになるのか。
	事務局	結果的にはそうである。
総合評価方式の普及	委員	総合評価方式は日本全国の各自治体でも行っているのか。
	事務局	それほど実施していない。政令市でもやっていないところもある。

(4) 報告事項

落札率について

論点等	発言者	発言内容
説明	事務局	<p>平成 25 年度の工事種別毎の落札率（市長部局分）は、土木工事が 87.17%、建築工事が 94.97%、電気工事が 91.62%、機械工事が 96.03%、全体で 90.22% である。落札率の高い順では機械、建築、電気、土木の順である。</p> <p>土木が 87.17%と低くなっているが、24 年度は 92%台だった。これは、24</p>

		<p>年度は WTO 案件がなかったが、25 年度は WTO 案件の落札率が 81.21% となっているためである。一般的に WTO 案件の落札率は低くなるため、その影響がある。また制限付き一般競争入札については 92.48% となっており、WTO 案件を除くと落札率は上がる。</p> <p>また、平成 23～25 年度の落札率の推移は、全合計の平均落札率（加重平均）でいうと、23 年度は 91.86%、24 年度は 90.42%、25 年度は 90.22% と、若干しか違いはなく、24・25 年度は横ばいである。</p> <p>なお、この落札率のデータは 4 月 11 日時点のデータを基に集計しており、未修正の部分も含まれている可能性があるため、傾向としては変わらないが、若干最終値が変わる可能性があるため、ご承知願いたい。</p> <p>（詳細は資料 P71～72 参照）</p>
全国的に見た本市の落札率について	委員	全国的に見てこの落札率は一般的なレベルか。
	事務局	震災前より高い数字である。
	委員	仙台市としては全国的に見て、震災の前後関係なく、高いものだったのか。
	事務局	高かった。

6 その他

今後の予定に関して、事務局から各委員に次のとおり依頼及び通知した。

- ①次回の抽出委員は有川委員に依頼する。
- ②次回の委員会の日程は、平成 26 年 7 月 29 日（火）14 時からの予定である。

7 閉会